

マル協 有効期限付タクシー乗車券 利用規約

第 1 条 (適用範囲)

本規約は、タクシー協同チケット株式会社(以下「会社」という)の発行する有効期限付タクシー乗車券(以下「本乗車券」という)に関する取扱いについて定めるものです。

お客様は、本規約の内容を十分理解し、本規約にご同意いただいた上で、本乗車券を購入し、ご利用いただくものとします。

第 2 条 (本乗車券の利用方法)

本乗車券は、マル協タクシーグループの加盟しているタクシー会社 24 社(以下「加盟会社」という)において、本乗車券の券面額の範囲で、当該タクシー乗車料金の決済にご利用いただけます。

第 3 条 (本乗車券の利用方法)

- ①お客様は、加盟会社のタクシーに乗車した際、本乗車券を乗務員に当該タクシー乗車料金の決済のため交付してご利用いただけます。
- ②本乗車券は、複数枚でのご利用もできますが、お客様が交付された本乗車券の券面額の合計が、当該タクシー乗車料金の金額に満たない場合には、乗車料金の決済は完了いたしませんので不足額を別途現金等でお支払いいただくことになります。
- ③お客様が交付された本乗車券の券面額の合計が、当該タクシー乗車料金よりも多い場合は、お客様はその差額を釣銭として受け取ることができるものとします。
- ④本乗車券が紛失、盗難、偽造もしくは変造された場合、そのために生じた損害について、会社は責任を負いません。

第 4 条 (本乗車券の有効期限)

- ①本乗車券の有効期限は、発行日より 6 ヶ月以内とし、有効期限が過ぎた本乗車券の利用は一切認められません。
- ②本乗車券の有効期限を訂正し、または改ざんしたものは無効とします。

第 5 条 (本乗車券の払戻し等)

お客様は、本乗車券の払戻し・換金を受けることはできません。また、新券・他の券種との引き換えもいたしません。ただし、経済情勢の変化、法令の改廃、その他会社の都合により本乗車券の取扱いを全面的に廃止した場合には、お客様に対して会社所定の方法により本乗車券の払戻しをいたします。

第 6 条 (本乗車券の利用停止)

会社は、次のいずれかに該当する場合は、本乗車券の利用を停止し、または失効させることができるものとします。

- ①お客様が不正な方法により本乗車券を取得し、または不正な方法で取得された本乗車券であるを知ってご利用される場合
- ②本乗車券が偽造または変造されたものである場合
- ③お客様が本規約に違反された場合
- ④前各号に掲げるほか、会社が本乗車券のご利用の停止を必要とする相当な事由があると判断した場合

第 7 条 (本規約の改定、変更または廃止等)

- ①本規約およびご利用いただける加盟会社の範囲は、経済情勢の変化、法令の改廃その他会社の都合により、変更または廃止することがあります。また、かかる変更または廃止のために、本乗車券の全部または一部の利用を停止することがあります。
- ②本規約の改定、変更があった場合は、その改定、変更された規約が適用されます。
- ③本規約の改定、変更または廃止したときは、会社のホームページにおける表示により告知します。

第 8 条 (合意管轄裁判所)

本規約について紛議が生じた場合の訴訟については管轄裁判所を広島地方裁判所とすることに同意するものとします。